

役員の報酬等及び費用に関する規程の改正について

公益社団法人小田原青色申告会

役員の報酬等及び費用に関する規程【改正】

現 行	変 更
【別表第 2】役員に支給する費用等 【支給額】 必要の都度 費用として一人一律 5,000 円	【別表第 2】役員に支給する費用等 【支給額】 <u>会議出席の都度</u> <u>(小田原市内) 2,000 円</u> <u>(小田原市外) 3,000 円</u> 支給目的を『会議出席』と限定し、 支給金額を届出住所ごとに区分する。
附 則（平成 24 年 5 月 25 日社員総会 議決） この規程は、本会が公益認定を受け、 移行登記をした日から施行する。 附 則（平成 25 年 6 月 21 日社員総会 議決） この規程は、平成 25 年 6 月 21 日から 施行する。	附 則（平成 24 年 5 月 25 日社員総会 議決） この規程は、本会が公益認定を受け、 移行登記をした日から施行する。 附 則（平成 25 年 6 月 21 日社員総会 議決） この規程は、平成 25 年 6 月 21 日から 施行する。 <u>附 則（令和 5 年 6 月 13 日社員総会 議決）</u> <u>この規程は、令和 5 年 6 月 14 日から 施行する。</u>